

第24期第35回農業委員会総会

◇日 時	令和5年5月15日（月）午後2時00分
◇場 所	昭島市役所301会議室
◇出席委員	2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄 5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和 9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治 13番 野島喜博
◇欠席委員	1番 谷部 英治
◇議事録署名委員	10番 木野 篤志 11番 宮崎 邦康
◇事務局	飯島農政係長 書記 小湊
◇会議に付した事項	議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について 議案第3号 都市農地貸借円滑化法による貸借について 議案第4号 認定都市農地の利用状況の報告書について 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決） 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
議 長	それでは、只今から、第35回農業委員会総会を開催します。 本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は 10番 木野委員 11番 宮崎委員 を指名します。
議 長	これより本日の議事に入ります。 本日の総会議案は、 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (1件) 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (3件) 議案第3号 都市農地貸借円滑化法による貸借について (1件) 議案第4号 認定都市農地の利用状況の報告書について (3件) 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決） (2件) 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決） (4件)
議 長	それでは、議案第1号 番号1 相続税の納税猶予に関する適格者証明について上程いたします。事務局より提案説明願います。
農政係長	はい、事務局。議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上記の議案を次の通り提出する。令和5年5月15日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■■■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積925m ² のうち620.49m ² 被相続人は、■■■■■ ■■■■■ 相続人は、■■■■■ ■■■■■ 相続開始年月日は、令和4年9月18日 被相続人との続柄は、長男でございます。 以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
議 長	続きまして、事務局より補足説明願います。

農政係長

はい、事務局。

番号1 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてですが、取り下げられましたので、その経緯についてご説明します。

先月4月末に、税理士の方から提出された適格者証明になります。こちらについてですが、税理士事務所の方が直接持ってきたということもありまして、5月上旬に会長、職務代理、事務局で、申請者立ち会いのもと現地確認と納税猶予の説明を行ってきました。5月8日のパトロールに立ち会われた方々はわかると思いますが、総会資料2ページをご覧いただきまして、北、南、西は宅地になっていまして、東は駐車場。駐車場と畠の間には3段のブロックが積んであります、その上にアルミの柵がある形になっています。■■■■■の申請者宅の敷地を通らないと農地には行けない形状となっていまして、■■■■■と隣接している形となっています。5月1日の事前説明の際に現地を見させていただいて、農業経営を開始できるようでしたら、基本的には全面農地となりますので、伸びたユズの木の剪定と、雑草の除去をするように伝えました。また、野菜の処分場所が広かつたため、そちらも農地にするように指摘しました。納税猶予の説明をいたしましては、申請者本人に何かあった際には家族が農業経営をしていく必要があることを伝えまして、8日のパトロールで再度現地を確認させていただくこととなりました。その後ゴールデンウィークに家族で相談した結果、取り下げますという結論に至ったということです。

こちらの適格者について、農業委員の皆様にも共通の認識でいていただきたいのですが、まず、納税猶予の説明として「納税猶予を受けることのできる相続人について、相続税の申告書の提出期限までに、相続により取得した農地について農業経営を開始し、その後引き続き農業経営をすると認められる者」という証明を農業委員会から受けた者が、納税猶予を受けることができる。」ということが租税特別法で定められています。この中に出てくる「農業経営」という部分ですが、一般的には「農畜産物及び収穫物を加工して収入を得ること」となっています。申請者にはこの内容をお伝えして、自分が何かあった際に家族がこの農業経営を続けることが難しいというご判断から、申請を取り下げられた形となります。農業委員会をいたしまして、適格者の現地確認の際に「どうやればいいのか」という問い合わせがあれば、販売方法の提案をする等といったことも役割となってきますので、委員の皆様もよろしくお願ひします。

また、納税猶予の特例適応対象となる「農地」とは、耕作の目的に供する土地とされています。では、「耕作」とは何かとなりますと、土地に労使を加え、肥培管理を行って栽培することを指します。さらに「肥培管理」とは何かというと、作物の生育を助けるために土地及び作物に対して行う耕耘、整地、播種、灌漑、排水、施肥、農薬散布、除草などの一連の作業を指すというのが、租税特別措置法の通知に明記されております。農業委員会をいたしましてはこれに従って、例えばナシの生産者等特別な理由がある場合を除いて、基本的には除草していただくこととなりますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。相続税の納税猶予に関する適格者証明につきましては取り下げられましたので、了承願います。

議 長

次に、議案第2号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。事務局より提案説明願います。

農政係長

はい、事務局。議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する。令和5年5月15日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1-1 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿田 現況

畠 面積337.84m² 番号1-2 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿田 現況
畠 面積12m² 同じく地番■■■■■ 登記簿田 現況畠 面積1,090m² 番号1-3
所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積1,087m² 同じく地番
■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積988m² 同じく地番■■■■■ 登記簿畠 現況
畠 面積1,471m² 番号1-4 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠
面積1,404m² 面積合計6,389.84m² 申請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き
農業経営を行っている期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年4月
28日までとなっております。備考につきましては、平成5年4月15日付相続税納
税猶予適格者証明を発行しております。
以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

哦 文

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。

12番 清水委員説明願います。

12番委員

はい、説明いたします。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、議案第2号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。本件は、■■■■委員本人の議案でありますので、昭島市農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限「委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」）に基づき退席願います。暫時休憩いたします。（■■■■委員退出）

議長　再開します。事務局より提案説明願います。

農政係長 はい、事務局。議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する。令和5年5月15日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号2-1 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 同じく地番■■■■■ 登記簿山林 現況畠 同じく地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 総面積375.41m² 番号2-2 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況田 面積647m² 同じく地番■■■■■ 登記簿畠 現況田 面積240m² 番号2-3 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積453.56m² 同じく地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積13.39m² 面積合計1,729.36m² 申請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、令和2年5月14日から令和5年4月28日までとなっております。備考につきましては、令和2年5月14日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明いたします。

番号2-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料4ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和5年5月8日 立会い者は、申請者、会長、職代、A班と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■■より■■■■へ83m直進した左側の■■■■の農地です。農地の状況ですが、地番■■■■は、南側から稻苗育苗用小型ビニールハウス1棟、キャベツやイチゴ等栽培用大型ビニールハウス1棟、稻苗用プール2m×2m、ソラマメ1作、インゲン1作、イチゴ1作、キウイとブドウの棚、キュウリ3本、ナス5本、ピーマン3本、トウガラシ1本、ズッキーニ2本、カリフラワー6本、キャベツ2本。地番■■■■と■■■■は、隣地との境に梅の木1本、ミョウガ、ラッキョウ、ニラ、フキが植わっていました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、サトイモ、ネギ、スイカ、ナス、キュウリ、トマト、トウモロコシ等の種まき、稻の育苗。夏は、収穫及び除草等の管理作業。秋は、ソラマメ、エンドウ、ノラボウ、キャベツ等の種まき。冬は、作物の管理及び収穫です。出荷状況は、■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。

続きまして、番号2-3 申請者名及び土地の所在は、総会資料4ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和5年5月8日 立会い者は、申請者、会長、職代、A班と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間160日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■■■■■■より■■■■■へ170m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、地番■■■■、■■■■との境にネギ1作、ニンニク5m×1列、タマネギ5m×1列が栽培されていました。その他は耕耘済みでした。申請人、同居の親族は耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春から秋は、ニンニク、タマネギ、サトイモ、ラッカセイ、ネギ、スイカ、トウモロコシ、サツマイモ、エダマメ、トウガラシ、ゴーヤ、ひょうたんの作付け及び収穫。冬は、ニンニク、タマネギの作付けです。出荷状況は、■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。

以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

いませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長

次に、議案第3号 番号1 都市農地貸借円滑化法による貸借について、上程いたします。事務局より提案説明願います。

農政係長

以上、よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。

議長

続きまして、事務局より事業計画について説明願います。

農政係長

はい、事務局。

それでは、都市農地貸借円滑化法による貸借についてご説明いたします。机上資料の12ページになります。農家の方以外が就農するためには、新規就農希望者というところから新規就農者というところまでの経緯を追っていかなければ就農できません。■■■■は初めて就農されるので、新規就農希望者経営計画支援会議というところで助言を受けて、計画の提出をしてきております。資料の2ページからになります。研修は2020年の10月から瑞穂町の満天ファームスというところで、野菜の作付けから収穫、出荷まで一連の作業を行ってきております。3ページになります。5年後の売り上げは718万円、所得は307万円を目標としています。販路につきましては、スーパーマーケット、飲食店、大型量販店へ販売していきたいというところでございます。5ページから9ページまでは作付け計画と経費の内訳となっております。10ページと11ページについては新規就農希望者経営計画支援会議の設置要領と対象者の基準となります。13ページになります。東京都担い手育成総合支援協議会の青山会長から推薦が出ております。こちらの青山会長は東京都農業会議の会長でもあります。総会資料17ページとなります。都市農地における耕作の事業内容といたしましては、当圃場で生産した農作物の5割以上を昭島市内及び隣接した自治体で販売いたします。所有者の事業といたしましては、当該生産緑地での栽培経験をもとに借受人に対して栽培計画及び栽培指導等を行います。また、周辺環境との調和をはかるために農地の見回り及び周辺住民からの相談対応を行います。その他、本生産緑地に付随する事項への助言・協力・指導などを行います。以上の作業に、貸付人が年間40日以上従事いたします。申請者は、年間300日従事する予定です。申請者の作付予定面積は、トウモロコシ500m²、コマツナ300m²、その他露地野菜500m²となります。申請者の所有する大農機具につきましては、軽トラック、耕耘機、マルチヤー、管理機が各1台でございます。作業に従事する者といたしましては、申請者1名。農作業歴は、2年となります。申請者の自宅から圃場までは、車で20分となります。今回借り入れるにあたり、周辺地域との関係、栽培する品種の選定、農作業時間など周辺住民への影響を考慮していきます。

以上です

議長

続きまして、当該農地の貸借の内容について説明願います。

	13番 野島委員説明願います。
13番委員	はい、説明いたします。 番号1 貸付人、借受人、土地の所在等につきましては総会資料16ページに記載のとおりです。また、土地の案内図及び公図の写し等は総会資料18ページのとおりです。契約内容につきましては、事務局より説明があったとおりです。調査年月日は、令和5年5月8日 立会い者は、申請者、会長、職代、A班と私と事務局です。土地の案内につきましては、■■■■■■■より■■■■へ約130m進み右折し、約65m進み左折し、約12m進んだ先の農地です。農地の状況ですが、畑の北半分の東側にズッキーニが5作作付けされており、その他は下草が生えていました。貸付人の従事内容につきましては、事務局より説明があったとおりです。借受人の事業内容につきましては、既植のズッキーニ5作のほかに、北西にオクラ5作、南にサツマイモ5作、カボチャ5作を作付けする予定です。販売に関しては昭島市内を予定していますが、販売方法等事務局に相談中とのことです。指摘事項は、下草が生えているため、今後耕作していく中でハンマーナイフ等を活用して除草するように指摘しました。 以上です。
議長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議長	ご異議のないものと認め、本件については、申請人に都市農地貸借円滑化法による貸借の計画決定をいたします。
議長	次に、議案第4号 番号1 認定都市農地の利用状況の報告書について、上程いたします。事務局より提案説明願います。
農政係長	はい、事務局。議案第4号 認定都市農地の利用状況の報告書について、上記の議案を次のとおり提出する。令和5年5月15日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積 1,957m ² の内615m ² 貸付人は、■■■■ ■■■■ 借受人は、■■■■ ■■■■ 契約期間につきましては、2019年4月25日から2024年4月24日までとなります。種類は、使用貸借です。 以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
議長	続きまして、事務局より利用状況について説明願います。
農政係長	はい、事務局。 総会資料22ページになります。3番「認定事業者が行う耕作の事業の実施状況」に「イ：生産した農作物等のおおむね5割以上を、昭島市内で販売した」とありますが、こちらはほとんど庭先販売で販売しております。また下の方に移りまして、所有者の協力事項として、周辺住民の生活環境に調和した耕作を継続していくため、■■■■は年間25日以上従事しています。その他の内容は総会資料に記載のとおりでございます。

以上です。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明いたします。

以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、認定都市農地の利用状況の報告書の通り、適正に耕作されていた回答をいたします。

議長 次に、議案第4号 番号2 認定都市農地の利用状況の報告書について、上程いたします。事務局より提案説明願います。

農政係長 はい、事務局。議案第4号 認定都市農地の利用状況の報告書について、上記の議案を次のとおり提出する。令和5年5月15日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号2 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積899m² 同じく地番■■■■■ 登記簿畠 現況畠 面積52m² 面積合計951m² 貸付人は、■■■■■ ■■■■■ 借受人は、■■■■■ ■■■■■ 契約期間につきましては、2021年4月25日から2026年4月24日までとなります。種類は、使用貸借です。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいいたします。

議長 続きまして、事務局より利用状況について説明願います。

農政係長 はい、事務局。

総会資料 27 ページになります。3番「認定事業者が行う耕作の事業の実施状況」に「イ：生産した農作物等のおおむね5割以上を、昭島市内で販売した」とあります。こちらはほとんど庭先販売で販売しております。また下の方に移りまし

て、所有者の協力事項として、周辺住民の生活環境に調和した耕作を継続していくため、■■■■は年間 25 日以上従事したということでございますが、ご家族の方などがご協力し合って、25 日以上従事したということになっております。その他の内容は総会資料に記載のとおりでございます。
以上です。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明いたします。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、認定都市農地の利用状況の報告書の通り、適正に耕作されていた回答をいたします。

議長 次に、議案第4号 番号3 認定都市農地の利用状況の報告書について、上程いたします。本件は、■■■■委員本人の議案でありますので、昭島市農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限「委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」）に基づき退席願います。暫時休憩いたします。（■■■■委員退出）

議長　再開します。事務局より提案説明願います。

農政係長 はい、事務局。議案第4号 認定都市農地の利用状況の報告書について、上記の議案を次のとおり提出する。令和5年5月15日 提出者 昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畠 現況田 面積353m² 同じく地番■■■■ 登記簿畠 現況田 面積598m² 同じく地番■■■■ 登記簿畠 現況田 面積181m² 面積合計1,132m² 貸付人は、■■■■ ■■■■

■ 借受人は、■■■■■ 契約期間につきましては、2021年3月25日から2026年3月24日までとなります。種類は、使用貸借です。
以上、よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。

議長 続きまして、事務局より利用状況について説明願います。

農政係長 はい、事務局。

総会資料 32 ページになります。3 番「認定事業者が行う耕作の事業の実施状況」に「イ：生産した農作物等のおおむね 5 割以上を、農地のある区市等で販売した」とありますが、ほぼ全量学校給食に提供していただいております。また下の方に移りまして、所有者の協力事項として、周辺住民の生活環境に調和した耕作を継続していくため、■■■■とその家族は年間 15 日以上従事しています。他の内容は総会資料に記載のとおりでございます。
以上です。

以上です。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。

6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明いたします。

番号3 貸付人、借受人及び土地の所在は、総会資料19ページのとおりです。土地の案内図及び公図の写し等は総会資料30ページのとおりです。主な耕作者は、借受人です。調査年月日は、令和5年5月8日 立会い者は、借受人、会長、職代、A班と事務局です。過去1年間の労働日数は年130日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■■■■■より南方向へ350m進み、■■■■を通過後さらに道なりに500m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、全面田起こしの状態でした。年間の作付け状況は、春は、荒起こし、堀さらい、除草、肥料散布、しろかき、田植え、補植、水の管理。夏は、除草、中耕、畔の除草、水の管理。秋は、水の管理、畔の除草、稻刈り、収穫。冬は、荒起こし、畔や用水等の整備です。出荷状況は、■■■■です。指摘事項は、特にありません。
以上です。

以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。

質問等ありますか。

委員一同 ありません。

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

ご異議ないものと認め、本件については、認定都市農地の利用状況の報告書の通り、適正に耕作されていた回答をいたします。議案第4号 番号3の審議が終りましたので、■■■■委員の入室を願います。暫時休憩をいたします。
(■■■■委員入室)

議長 再開します。本件については、ご異議ないものと認められたことを報告します。

議長 次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出についてでございます。事務局より専決した内容の説明を願います。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。

9番 指田委員説明願います。

9番委員 はい、説明いたします。

以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号2 農地法第5条の規定による届出についてでございます。事務局より専決した内容の説明を願います。

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。

13番 野島委員説明願います。

13番委員 はい、説明いたします。

以上です

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います

議長 次に、報告第2号 番号3 農地法第5条の規定による届出についてでございます。事務局より専決した内容の説明を願います。

農政係長 はい、事務局。報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
5番 坂本委員説明願います。

5番委員 はい、説明いたします。

以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号4 農地法第5条の規定による届出についてでございます。事務局より専決した内容の説明を願います。

農政係長 はい、事務局。報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号4 所在 [REDACTED] 地番 [REDACTED] 登記簿番 現況雑種地 面積34m² 謙
受人は、[REDACTED] 謙渡人は、[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] 転用目的は、所有権移転で自用住宅で
す。
以上、よろしくお願いします。

以上、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)。

8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明いたします。
番号4 申請者名及びドク

以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長

それでは、以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者

議長	
委員	
委員	